

為少
河
甲
化
問
答

71
3479
1





小川 爲治 著述

開化問答

東京二書屋發行

昭和十三年
二月七日購求

序

取次の層を由一字を照らすに而して古に於て
 疑ふ事なく大に怪見怖る是年よりこれより
 皆これに於てありと云ふは其の如く是石を重し
 五部 一より管以而して是を修するは是
 縦一用家の胡處を過すと云ふ所怖る有るは作
 て去れり花するは其の如く是を修するは是
 其此替はして是是の如く別人多し也明

開化問答

天子土地乃公道不則之正火の政を施
以實の蒼生の事補と謂ふ通し徳有りて
皇の細民を以て着懐を固守し恒智を杜
著する者何れも一政を以て之を成る事方
あてて下驚ふ事鮮しし精はさる事鮮
すし怖き事鮮し鮮し驚き精は怖
然の極動然然を惠する事起り治水
の事は以て起る事あり地を以て制を以て

起つ者ある血税の字を以て起つ事何れも是
則斯民の眼孔を以て後を愛心の如く人
々々々以て其の真理を遠くする事能
くはるに由る然らば民の愚蒙は多し然ら
ば其の理を以て之を能くする事能くはる
貴きこと正火の政の修飾の如く是を以て
人々は其の徳を以て之を能くする事能く
孰もその理を以て之を能くする事能く

皇極經世一書

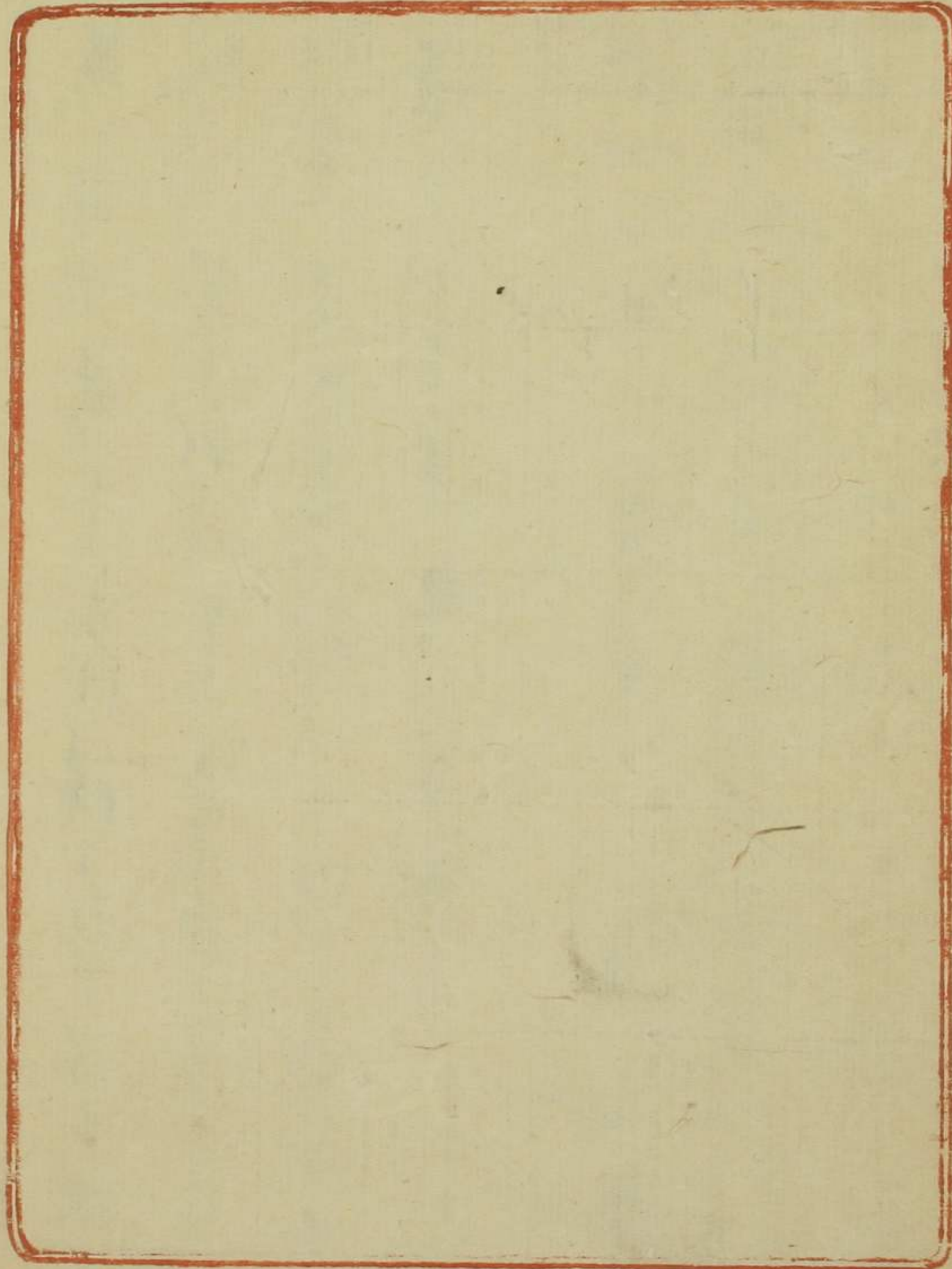
古子宜一人古亦海人戸也凡諸生
年一之庫序幸興一為首成書
平中契一夏中幸一之新氏年一七
吳考一理一先一性一勢一也一也一也一也
平一開治郎一也一也一也一也一也一也
遂一也一也一也一也一也一也一也一也
鳴呼一也一也一也一也一也一也一也一也
人若一也一也一也一也一也一也一也一也

易能一也一也一也一也一也一也一也一也
則一也一也一也一也一也一也一也一也
以一也一也一也一也一也一也一也一也
得一也一也一也一也一也一也一也一也
明治七年一也一也一也一也一也一也一也一也
此一也一也一也一也一也一也一也一也
也一也一也一也一也一也一也一也一也

一也一也一也一也一也一也一也一也

朝比野景

世徳



目録

- ① 藩を廢し府縣を置せしむる問答
- ② 門閥を廢し四民を混一せしむる問答
- ③ 全國より兵士を募問答
- ④ 租税の問答
- ⑤ 外國交際の問答
- ⑥ 學問の問答
- ⑦ 衣食住の問答
- ⑧ 鐵道傳信機の問答

小川為治著述 開化問答卷上

一 舊平

ナント岡次郎君當時の事一向僕も合点うまうませへ
 何故と云ふは先年公方様が法政事を天子様へ法政
 なされ天子様が法自今より天下の法政事をなするやうに
 なり外たかゝり萬事昔より仕来りし働ひ古風を守
 て芽出度法事ふなむと云ふと思ふ居外た小思の外世
 乃中の事なまらで昔より風をなく第一大名といふは

開化問答 卷上

漢唐一諸國一縣と云ふのが出来知事と云ふのが
 其れ支配をせしむトト昔一乃は代官と自振なり
 奉ておびる僕か或先生不才外くふを是迄大名を置
 ハ封建と云ふ漢土乃聖人の世といふ周の代杯も矢張封
 建乃政治と云ふと封建なれを自然之君と百
 姓を同振親しく且代々世襲の至君が其れ國を治る
 土地の風俗もものごとく又自分の所持乃物ごとく
 かのつら仁政を行ふやうな事なれふひまの代
 官を置る百姓を治る郡縣といふ昔一秦の始皇

帝といふ暴悪乃人づからめたる政事のつら
 代官をえらびその土地へつかせしめ急土地の風俗も
 しく且人間の情とて誰も田舎も居る百姓を世話をす
 より都へ出く高官小昇りたる心がある急政事を行
 ぶも俗をいふつきめけ物も居入り只治上乃國を治る
 くなくやう慢小百姓を虐け運上を治る工夫乃
 されされ下こ乃難治ハハやうおろをぬめ
 そきゆ急昔より國を治る小を封建乃方がより
 郡縣ハ大害あることたとは治なれぬ成程僕

の愚案より一寸考へても元公方様乃時代活代官支配
 乃百姓より大名の知行所乃百姓の方が萬事寛裕
 亦くもその氣樂の極也外にされ天子様が大名
 を廢し縣を法置なきは秦乃始皇の真似を
 せしがけりて終ふに下り乃若乃孫洪子なることか
 覺え外

関次郎

あるべき舊平人足下乃法疑ひを内むておがれ僕も
 一時はるるなり思ひ外にゆゑある是生小就くまれを

質たの事先生の内話小こと封建をよい
 杯といふ漢土乃堯舜三代たは周の代たのと引事
 ぬすれを世の腐き儒者乃箸の上下に言ふが
 が名されも漢土も漢の世より以来今乃清朝小至
 るまでいな郡縣の政治ありは問漢乃王莽を
 宋の王安石だるといふ人物今の腐き儒者同様有
 替ふ三代たの周乃代たのとよく其割を真似た
 人等ておがれされども郡縣をのり廢止するは
 出来ぬといふ畢竟封建より萬事都合のよきと云

何れゆゑでござれさて今乃封建を以て一人を
 尊んで漢土の昔の事ハこふときやふ思ひま地
 乃有様を見以又それ大木を知らぬやでござれ先
 世界萬國も大古をたせむ皆今の蝦夷乃極ふく
 何事も蛮野の風俗でござるきりやつとせれ仲間ふ
 自然と衆人の帰服する商長がありて一郡
 乃支配を以て商長乃上ふ又商長が何れも強人
 一郷一國を自由なれ勢でござる外とせれが即封
 建のやめふて封建ハもやうくも野蠻乃風習で

ござれそれゆゑ世界乃國々皆を以てめめ封建
 乃政體ふくされ今乃蝦夷をもめ而弗利加乃
 土人杯の風俗を見てもそのやうとてござれ日本
 天子様よりふ天照皇大神官様の法はふそやそれ世
 人民を治るはんが為なり此皇國へ法降りおなり
 ほとふそやそれ頃ハふも法法通り存ふ商長
 がありてその仲間の賞罰を掌りてありて存が神武
 天皇様の時よりそれ政事を天子様法一人乃手へ悉
 く引受け給ひせり時命令り後ハが長體彦の

如きそのハ皆誅罰せしむる事一はとてござれおれより法
 代に越ゆる天智天皇様の大詔唐朝乃郡縣の制
 度を法後しなされ善美を盡しふる法政事を行ひ
 たまひしかりまぬふ太平がたのくはけと上下とも自
 然なり遊惰ふかり色々の縁故よそだんく天子様の
 法威光り薄くなり終ひ源の頼朝ふ總追捕使とし
 役を法許しかり外とサアおれり天子様へあれども
 なきか如く武家乃威勢ハ追々盛なりとる来す
 たみしふそおのれち後醍醐天皇様乃時天子様の法

威光が武家より移りし事を法憤りなされ北條高時
 を亡し一度ハ天子様の法政事おあえしなすたれ
 貴四討り當らざれよりまじ騒乱を醸し致し足利尊
 氏乃為り天下をせし免らきた大空でぶがれりなり
 天子様は足利將軍へ日本國を法譲りなされしはけで
 かく勢ひ止むとて得ず法政事の權が足利氏
 へ移りしちやあそ天子様と足利將軍ハ矢張主君と
 家来ておざり譬へといふ主人が柔弱ゆえ番頭が一
 家を支配する様なりものあそ唯濟ぬしゆを天子

様より於此役義を別段仰付らまし一も亦もなき事毎
 理ふ主君乃威権を奪ひ一已けておきた是利氏が乃
 通りあれバ徳川氏ととも同ト事徳川家の先祖家康公
 小征夷大將軍の官職ハ授け移ひ一されどもいふ日本
 國を自由せず金銀官職ハ授けたまらぬまじき事
 此ゆゑ今迄の公方様といふものハ天子様のなきは金銀
 法政事を執ふ乗ト横取り一俗ハ猫をてゐるといふ
 極むるこゝろなり誠不淋ぬまじき事されバ天子様の
 爲ハ正義を唱へる人等の段々多くなり公方様もたまふ

かくなる事末なや終不慶應四年の秋法政事を天
 子様へ還一奉一もまじき事と大名もまじき事頼朝
 時代の畠山だ乃千葉だのといふ丁度今乃大庄屋位
 乃どののさやせられが軍功あり官位を得あるひも諸
 國の守護地頭だ乃とも盗賊をしの防をすは役を
 掌りりり段々天子様の法威考りたるあり後ハ天
 子様へ納むべき年貢を横取り一是又横著をきめり
 居たまはるぢきねをすなり於の後徳仁の頃ハ天下大乱
 ありかやうなる悪事をしとも誰一人とがむるものを

かくいふもの強^ツい者^{もの}ありゆえ幾^{いく}等^らても腕^{うで}次第^{たじ}切^きり
 己^{おの}が領^{りやう}分^{ぶん}と一^{いつ}たふおとあそりおれ今^{いま}乃^な大名^{だいめい}のをもて免^{めん}
 ぐぢぢれおれゆえ矢^や張^{ちやう}天子^{てんし}様の^{よう}國^{くに}土^とを横^{よこ}取^とり私^し
 小^こ領^{りやう}分^{ぶん}を一^{いつ}くみたるおとあそり今日^{こんにち}公^{こう}方^{ほう}様^{さま}が法^{ほふ}政^{せい}事^じを
 天子^{てんし}様^{さま}へ還^{かへ}せむ大名^{だいめい}乃^な於^おる國^{くに}土^とを天子^{てんし}様^{さま}へ還^{かへ}す
 當然^{たうぜん}のちておされ是^{これ}追^お盜^{たう}物^{ぶつ}を去^さるる持^{もち}て
 たが一旦^{いつたん}悟^ごく見^みまは過^{あやま}を改^{あらた}めり憚^{おそ}るおとあはれは
 の持^{もち}まへ罪^{つみ}す固^{かた}より不^ふ義^ぎを免^{めん}られる大^{だい}善^{ぜん}行^{かう}てを
 おおるるさき本^{ほん}筋^{しん}の理^り合^{あひ}は右^{みぎ}法^{ほふ}後^ごり通^{とほ}りたが又^{また}封^{ほう}建^{けん}

介^けてハ法^{ほふ}政^{せい}事^じり害^{がい}があるといふまけがぢぢれおれは
 是^{これ}追^お大名^{だいめい}乃^な公^{こう}方^{ほう}様^{さま}と真^{まこと}乃^な君^{きみ}のちうお思^{おも}ひ上^あふ天子^{てんし}様^{さま}
 いふ正^{ただ}真^{まこと}の王^{おう}君^{きみ}のあををまはれ居^ゐる一^{いつ}旦^{たん}騷^{さわ}動^{どう}の
 あれ時^{とき}ふを人^{ひと}乃^な心^{こころ}が向^{むか}ふより更^{さら}り落^おつゝ
 志^しをさせん既^{すで}小^こ卯^う乃^な年^{ねん}公^{こう}方^{ほう}様^{さま}が法^{ほふ}政^{せい}事^じ奉^{ほう}還^{かへ}の
 きり天子^{てんし}様^{さま}より諸^{しよ}大名^{だいめい}を京^{きやう}都^とへ法^{ほふ}政^{せい}事^じ奉^{ほう}還^{かへ}の
 京^{きやう}せ一^{いつ}大名^{だいめい}ハ諱^{まじし}おつづりおれをまおそり於^おる條^{じょう}ハ皆^{みな}病^{びやう}
 小^こ托^{たく}け日^ひ和^わを見^みる居^ゐる所^{ところ}が伏^{ふし}見^みの一^{いつ}戦^{せん}軍^{ぐん}内^{うち}務^む利^り
 とまき根^ね根^ねさめき我^{われ}おくと上^{かみ}京^{きやう}せ一^{いつ}とちりナニト

あれよくも封建の法政事を害があるといふハよき事なり
 また且まづ八十四州乃日本を三百餘のふらふ大
 名の各々自分々々乃勝を自ら政事を行ふハ
 ても英吉利や亜米利加の肩を並べる丈も出来ず
 まひ今天子様が八十四州を一つ一一定の法政事を法
 施しなされハ時勢適當の事少く譬へば千萬石
 の大名十と百萬石乃大名一と較ぶれば百萬石乃政
 事行届き武備整ひ多しなり及び世人もこれより觀見
 ハ封建より郡縣の方が幾等よいといふれば事ておき

又も一郡縣のよみの證據ハ昔より諸國へ新
 縣が出來く諸國の百姓ハ人となり居り外是迄乃
 中りたる法用金や割増年貢杯の苦しみも多し誠
 小有難き事だと云ふく喜んく居るてもおき人
 されよても郡縣乃よき事と云ふ志りもされ外も
 段々法政を通り天子様の大名を廢し新縣を置
 けはるは元來法政自分も所持の物をとりて之され
 事おき且當時の法政事乃法趣意といふものハ聊法
 自分の法為ておきなくるを日本乃人民が安樂なり

暮せざるや外國人の馬床ふされぬや日本の國威を
海外へ揮うんやうの有難法思召より出たることか
此を皆よく心得て夜分寐るも言われぬや
なぐればかりません

三 舊平

成程只今の法活し大名の層一ふたも縣乃出
来たるも皆天子様が我ら乃為ふた有難思召
と事ハ一とあり外之係一僕ふをまご函紙の出来
ぬふとがぶとれおれ先まを穢多るどり物ハ非

人とりや平人の附合の出来ぬ一種別の人間
持れを法一新以来平民と同様ふたれ又昔の家
柄扱式と物ハトント法用ふた昨日まご穢多よ亦
人といはれ平民と話をすれふたも出来ぬ人が今日
ハ制止聲とみけ馬車ふ乗るかやあるまても更ふ法
おすひちきかぬナントされで日本乃古風がまると
度物くあまひ上下乃別がやあるあしそふ
ませんうまご公方様の時由ハ法老中若年寄系
ごよ法役人ハ大名ぐたれバ動了あごの出来法

側ハ五千石以上を以て町奉行ハ三千石高たとの國
 守ハ百石以上を以て振式があれと又田舎振也も家柄百姓ハ
 多之くも村乃寄合ハ上席小中を以て誠不
 威儀正しき大とておざれおれが今てら家柄も振式
 もいふぬ物も昨日まゝ天祥棒を荷け西文商賣
 を一人も今日ハ政府乃後役人たといふ威張る
 あるくナントかゝ下賤も人が後政事を考へて
 有難く心服するものハなく畜生同様に心得を留非
 人ハ馬鹿ふされくを腹せぬものおざれおれすひきせ

此張公方様乃時代の申すは政事ハ高貴乃人た
 ち小任せおき百姓ハ百姓町人ハ町人職多ハ職多
 居るも上下乃別平くく講小よきまとの小
 思ひ外
 開成身
 呵呵かかぢるも足下ハ古物くも唯ぞんでもこれ
 迄の事かよいと思ひたまはれぬ急かやうなる疑ひかお
 ちりあしおきよく考へてあまふ人あまふ天道様が人を
 送へる大名たの四日月手足ハ本職多た

かの一の目ふ、その手足が二本より、その目も二つあり、
 其の人間とて、物に二眼、四肢も出来ず居る、
 然を見れば、人間の釣合ハ何乃、後五位ても、権を制ハ、
 ても同等か、己けでも、おぼふ人、その釣合の同等、
 天道様乃、法思召、その人を人間の権、
 利、其の権利ハ、自分の心身、身を自由、我身、
 乃安穩と謀り、自分の所持の物を自由、おぼふ、
 され、権利ハ、人ハ、害を加ハ、世間乃、為、法を犯す、
 一とけ、まじ、ト人ハ、好げられる、と、皆同ト、

小天道様より頂戴し居る物、その人ハ、華族、
 ても、能や、あま、を賣る人、ても、其の権利を達す、
 同ト事、其の華族の命も、能や、あま、乃命も、命乃、
 重き、ま、其の同族、華族、百萬兩乃、金も、能や、あま、
 一文の錢も、己が物、その能や、あま、を守り、心も、同族、
 ても、人間の有、能や、あま、物、その能や、あま、
 貧富、家、拓、振、式、の類、其の能や、あま、中、其の華族、
 族も、何り、豪家も、あり、貧乏、人も、あり、外、
 道様、其の命、其の事、其の人間、仲、其の私、

定めあり唯人間世限の有様ゆゑものであざれをあらで
 有れば有様なり貴賤貧富乃ち別が出来たるは是れ大本
 を穿鑿すれば大抵是れ人の氣量小由るあらむ其の
 次第ハもろくもく分明てあざれ古き言葉なり人學を
 されば智者一智をきものハ愚人なりといひされば
 賢人ハ愚人との別を學ぶと學ぶなきは小由る由る出
 来たるものであざれ又世の中ハもろくもろくも仕事ハ何
 りやすき仕事もあざれはもろくもろくも仕事をすれ
 者を身分重き人といふややすき仕事をする者を身分

軽き人といふ總て心を用ひ心配する仕事ハもろくもろくも
 學者政府乃役人又ハ大商人奉公人を夥多召使ハ大
 百姓をいハ身分重き一貴き者てあざれ貴けは
 ばあつらつたはれ家も富く下る者より見事ハ及ハぬ
 やうなれども是れ本を尋ね唯はる人ハ學問乃力
 が何らとせきとや由るはれ相違が出来たる乃ち天
 より定つたる約束てをあらむやせん諺ハ天ハ富貴を
 人ハ與へず一これをはれ人の傷ハ與へぬとハ外
 されハ人の生息はるが小貴賤貧富のち別ハけきま

志平作之世



とふく唯生れくよを後乃勤小由多生らるる已けくお
ぎぬ又家柄や格式の事を彼是論じなきはり世空
既り前小も大名乃そめ哉後話り先通うお此人くハ時
勢と先祖乃後蔭と小依く人の尊敬もろけ高貴乃身
分ともなひ居たふさくあく時勢の變遷をれそ
當時活用もあきも據あきりませんすでふ昔一の名家
の子孫今ハ民間小零落く居るおが沢山おきり外まこ
足下の法論でハ公方様乃以役人小ハ大名旗本の携
く家柄格式を以てせし跡役を受継ぐさく或よきや

り思き居らるるが此事ハ官を也ふすりく色く弊
害のあふ事なき和漢とも物識ハひくく事
ておぎぬおれり就く馬床げたをりハむの
老中を勤て居る大名が登城をすれ折柄大乃通
邊り米屋の話を不圖駕籠の内より少付小此頃ハ
米の相場上物みく大抵兩小六斗五升ておぎぬと子
を耳ふ挿く詰所小玉り同列小向ひく諸君當時乃
米お場を法存トあきやと問ひ小一同志ふんと答へ
かハ志く顔みくおお頃ハ兩小六斗五升く外

とやされりるや一人聞ふと両と幾兩の事ぞといひ
 一かば此れ両がどあふは一とありは八十兩百兩千兩杯
 と何ていふなき譯義ふ及びよりといふまじのぢぢぢ
 是迄の系下情ふ疎き人ぐ寄合政事を志するゆゑ
 下る乃難浪志もうたハ無理ハ志する外まゐそれゆゑ
 公方様乃政事といふものハ古來仕来りより外新規
 るいハ程百姓丁人の為なるはありても許す大
 となく唯古來の帳面のこを何と云ふも一と云ふは
 が政事をすれやうふといふや因情姑息の仕方真

の政事てハおまをま世人共此とせ慢小暴威の之振ひ
 法用たより法免たより文字を内見は石ても材木
 ても人間より貴くなり又武士ハ切捨免杯より
 法がありさう百姓丁人を切殺し一かまのぬと事かお
 ざう ナント 志進でハ百姓丁人乃命ハ己の物てハた
 く武士乃借物同扱みく理ふ情たまををがうん
 ちれ畢竟人の有執の之知りく權利といふ事ハ氣
 り附ぬゆゑさう世乃人ハ真乃學問をく人かぢ
 おつた志る一かと思ひ外當時ハ政府であふ眼か

附々でも天乃道理なり従ひ人乃釣合の同等分
 字と云はれを百姓丁人小公さる事ハバなふ奴と事トよ
 第一小穢多乃称を廢し舊來乃家柄格式を
 法用するや、百姓町人子苗字乗馬をゆるし誰で
 も己の勉強次第少くいか程面白くも出来い
 るど貴き身分もなれる事トナントありがさき、市仁政
 てハおきせしせん、昔し西洋の國杯でも矢張公
 方様乃時代の振ゆる暴政を治たおとがあるそふ
 だう百姓丁人が殿開く事、従ひこれ法ハ理不

情て居るお政事ハ筋違だと下より議論起し
 政府へ迫り改正を請ひ小政府を訴通り改
 正しもうハ自分の為ふ不都合急暴威を以て無理
 子押伏んとし百姓丁人ハ承服せん終小政府と百
 姓丁人との不和を生じ政府を倒せし例が度々
 あると此事ト云はれを今迄日本の百姓丁人等
 自分の大切なる権利を暴威乃為り押伏られ懺悔
 として夢中不仕居た所ハ法一新以來おれ權利
 の同一不仕居るや、此と云ふは、法世法をきかすけ

ハ實ニ萬民乃幸福多ク勿躰をき不トありあつきとてハ
 今乃後人乃事を彼是論ト云々
 本政府より日本の政府より日本國中の人
 の政府がが於れれ日本國中乃人が日本國中
 乃知恵のある人をえり出—於れ役人あらず辱き
 當然乃理をがが於れ身をの貴賤を福を學問
 才識あたる人の政府の上へ採用ふむハ理の當然
 あり、されまて大名や旗本が天下乃役義を家乃株
 のよりふ志と居たる第建の第一より其信ありとて

が於きとてたん、此法り通り今日の百姓丁人ハ元の百
 姓丁人し連ハ政府乃法蔭あり、稍々自を乃持
 前の權利を伸もあて或得且己の勉強次第にて
 かなむ面白樂しむて、いかなと貴き身分もくを
 なれる己けり、此身分を顧み我身分を重
 き、このと思ひ、あり、此身分も卑劣の所業をせ、い
 ち各獨立不羈とて己一家の活斗ハ己一身の力ハ
 一より立派ハ立やうふす辱し、き、これハ世の中
 懼る辱き、この理合と政府の法則のより、外

か吹かといふ顔付少くは知人なきはぬとらふに實に一切
齒まじりておきまへんは自分たちいかに龍絡
陥る居るもの百姓丁人乃鋤鋤等盤よりみ持
ましきなきもの年一鉄砲を擔せ小隊進めた人し
たとき何の益も立ものり持れより眉毛へ唾ても
自分たち妖惑され居るのを早く氣の附やうふ
さ名の第一乃上分別のと思ふ外

開次郎

いや足下不禮窟に減ふも付らぬやう思ふ外

りなごの今言は言なり理合の一寸あまのりなりぬき法
尤千萬あれふに段くもがみき次第があるまとして
がれ前も法話一通りもと大名とらふもの出来たい
得元以来乱世つき段く天子様乃法威光、薄く
たふすに諸國の守護地頭扱ひよの我儘自在
天子様乃法年貢を横取り居るに應仁
以来強ひ者勝り己乃腕次第擅小諸國を切取
りやれ甲斐の武田だもの越後の上杉だもの或は中
國乃尼子毛利九州の大友島津四國の長曾加藤

属皆私天子様の物を掠りて居るに
 猫もて居るに
 著者乃餘流ふく今日まわい人の氣も附以不正
 飯を食ふく居るくちとて
 今日ふあふん下
 此等乃理合、判然と明ふなり大名の領知、不正
 物といふ議論より遂ふ藩籍奉還し、防番こそ
 の領知を天子様へ法還し、とあつて
 今日大名の
 法還し、とせ、これ家来の武士も知行を天子様へ
 法還し、とせ、が當然の理なり、今急ふこれ知行

を引上り、大勢の人、饑餓不為入難波する
 ちんとい天子様乃厚き法仁惠より別小士族とい
 ふ名目を下し、相當の扶持を下され、おさけ
 され、今日乃士族、昔の武士とちか、軍役
 の為、設置する事、唯これ活斗を救助
 なき、為小法救助を下され、おさけ、名
 百姓丁人の上、位され、畢竟百姓丁人乃寄食人
 て、おさけ、足下、是、武士を大、役、立
 た物の、おさけ、僕、の考へ、同、二本、

焼豆腐の方がもうましと思ひ外何故人間が
 焼豆腐の方よりましと思ひ外何故人間が
 物小ぢい腹りふくれ用をせし外武士はそれ程の
 用も至りせん此例は既に丑年亞米利加人のまじりぬ
 る渡来しなれども鎧を所持し者千人の中ふ一人
 位のおとしく皆く戦争と云はれ顔色も血色もあ
 り人間乃有様は此のたより外まて於此後大和や
 野山の騷動の時も大名乃家来より穽人や百姓乃
 方りも強かりし事ナントあれども平常大祿を

益の軍を高賣ふに居る人といふはませうか
 益益物てなかり外又世乃人がよく言ふ徳
 川家の時代より勤王といふは錢唱と今日あつて
 出度時世なりた人の大抵武士は是を以て見れ
 ば武士乃功ハ大功だといひ外は是どされ思ひ違ひ
 於此人等の了簡をきぬやういふものでござらぬ
 勤王を唱へた人等ハ已等乃身分食禄ハ不正なる
 のだといふと後よりしを日本乃真正の君主君なる
 天子様を世よりいふは此等の慶置を正くなさるや

心組こころぐみありいるく心配こころづ苦勞くるわういましたるたるたとてこがらは
されい世よの中なか乃な蠅あぶら武士ぶしの飯いひを食くひをくくとくをあらぬ
と扶持たすけ米こめふあびり付つく居ゐるよのい雲くもとと土つち不しち
があらそがおおはれ先武士ぶしの身み分ぶん乃な不正ふせいなるまけ
と役やく小せうたぬぬまけておおおさささ四し民みんを論ろんせん皆みな二十
歳さいふれバ歳引ひき兵士し平へいちちといひまけはると日
本に國こくといハ天子てん様さま法ほう一いつ人にんまうすん日に本に國こくといひまでい
おおらぬ日に本に小せう四し千せん萬まん乃な人にん間かんが住居ゐるや日に本に國こくと
いひまけふく外がい國こくより日本にへち辱ち辱ちをあくつおおらぬといひまのあ

きハ天てん子し様さま法ほう一いつ人にん乃な耻辱ちじよくてハおおらぬ日に本に國こく中ちゆう乃
耻辱ちじよくておおらぬ譬譬へいハ二三さん年ねん以い前ぜん普魯西プロシヤと併蘭らん
西せいと戦争せんをなすレ佛フラン蘭ス西せいが負たといひまけおおらぬ
すれバ我をいドめ佛フラン人にんを見ましバ何れハ負また國の
弱じやく虫むしだとあらぬといひま善人ぜんを見ましバ勝つといひまの人にんだと強
く思ふといひま今見まる人が戦争せんをしテ勝敗しょうぱいを定ま
くてハおらぬといひまおおらぬといひま思おもふハたまに榮辱えいじやく
のおおらぬ人乃なからおおらぬをけておおらぬといひま日本に國こくの
為ため日に本に國こく中ちゆう乃な人にんが力を出し外國こくより馬床ばどより

されぬやう守護すべし人乃為下を治むるに皆自
 分より辱辱を受ぬるめんと銘々乃職をて
 守特是是迄の武士ハ農工商の三民を治めるといふこ
 事論の慢成張百姓丁人を取扱ふも目乃下の
 罪人の如くおぼしめす百姓丁人の由縁もなき武士ハ
 平身抵頭して貴君乃由無理を尤も同じ居る外
 此時代ハ是下も武士ハ無理なきのたと思ハ
 さましむるやかく百姓丁人乃武士を尊敬するにけ
 ハ百姓丁人の身分を守護してくれるゆゑに

おれがそ此職分を疎く唯法外ハ威張るのこ
 居るに却て百姓丁人の害をなす理なき實に厄
 敷物でもおぼしめせんうきと段々法語通り法一
 新以来武士乃權威をそぎ四民同等ハ法取扱を
 さしめあはまき國乃為四民同等ハ力を盡すに
 かりけりハ此華族より平民ハ至るまで二十歳
 されハ兵士おぼしめけておぼしめ且此事ハ今新
 事なすつたきとておぼしめぬむや天子様ハ法政
 事なすつたき時分ハ矢張今も同様ハ男子二十

歳ふぢれハ丁壯しらす兵士の部不入り軍團して
 國ふ屯居りあり一年ふ幾夜もいそぢりありあ
 つまり調練乃執る古をせり又上番と唱へ順番ふ
 京都へ上り天子様守護乃兵士とせり或ハ防人と
 九おへ至り外國の防禦をせり扱恰も今乃法
 規則と同ト事てたされさく足下ハあれ頃人の帯
 刀目ぬましく其苦勞不思ハ是西洋人ハ迷惑され
 居る扱ハハるハ沙汰のあがり腹がよじまぢりやハ
 思いきけむのハハ刀乃双刃寸以上の物を持しおき

小討を受く事ハ延喜の彈正式とら書籍
 見らす一たそれ右大臣左大臣扱とら重官
 負ふも天子様の法許がけり色ハ劔を佩り法所
 へ昇りまをたてまさせん唯前ハ法話した軍團の兵
 士ハ始終刀をきり居たあ見え外扱れが乱世
 乃時代ふハ一本半分て不足もて右半半たの大太
 刀だのとりふく三本も四本もきりたあておぢれそ
 乃風習が今の世ふ遺る武士ハあぢり刀を佩
 のやう思く居り外さく今の法時節てハ刀ハ真ふ

贅物ちゆうぶつてよぶれをせとり刀やいばと頼たのみしれ大和魂やまとたま
 た杯さかづきと威張おごり居ゐる人ひとの身軀みかたを鬼おににやぐり刀やいば
 魂たまを立たて若わかく刀やいばがやれ身軀みかた空虚あきか何なん乃な用もち
 小こも立たて外あはれ且かつ物ものをぬ人ひとの刀やいばを佩ひくあつと却かへ
 疎暴そぼうの存業ぞんごふ及および巴あまの身みのこか人ひとに迷惑まよわを
 かけアの仕出来しこはよめておぼれまき刀やいばを廢やめさ
 昔むかし西洋せいやう人ひとの日本にっぽんを乗取のりとる較斗くらうどだ彼かれよと人ひと
 まゝ行過ゆきかた考かんがへでおぼれ外國がいこくと法交際ほふかうさいをうけ
 小この法條約ほふじやくとりのものがゆを交際かうさい乃な法ほふとりのものうぶ

ざれおれおる理りり為なるはたさへ亞弗利あふりかり黒奴くろに
 小こも他た入いり道ちのため小この世せ界かいが一團いっだんふちうと攻せめる
 たれおれと懼おそる、てけでいおぼれぬおれを一本いっぽんまふ
 乃な刀やいばを頼たのみし居ゐる時とき節せつでいなく日本にっぽん國中ちゆうこくの人ひと
 のあふ人ひとかぎり、力を盡つくし國くにの威光いこうを落おささ
 るが真ま乃な大和魂やまとたまておぼれ何なんも法ほふ方かたの法話ほふわふ日本にっぽん
 人が刀やいばを頼たのみし居ゐるるやうなう了簡りょうかんあていといふ
 日奉にっほうの威光いこうを萬國ばんこくへ輝かすまけふ、やうぬし實じつふ
 法ほふを法ほふ言葉ごんごと思おもひ外あはれれば皆みなく法上ほふじやうのあふる

たき、法趣意を知り國乃ため身の多め兵士とせりて
外國の侮を防ぐに憂なり日本不生身たる人乃當
然乃職分ておごれ

四 舊平

成程段々との法話ふく是迄の疑念ハ大方とせり
たすまやむがく僕ハまぐ承知が出来ぬまとのおごれ
是下乃法話ハ天子様の法直ハ法政事をせり
皆ハ一何ハ法自分ハ祭輝祭花のたぬまのまぐ皆民
百姓乃安樂ハ世涉りの出来ぬまのまぐおごれ

いひおきおきおきと法一新以來なんでもむやみ
運上乃穿議をせり尻を放たまのまぐ運上とあ
まのまぐおごれハ民百姓安樂の為ハ法政事
戦ちきおきハまをきせ外まひまのまぐ下ハ一口を
もあれ頃天子様ハ喘息を法累ひをまのまぐ何故と
頻ハ税とあまのまぐ杯と悪口をりまのまぐ居り外殊
先生乃法話ハ仁政を行ハ税欽を薄くすおごれ
ありといまのまぐ運上を軽くすまのまぐ第一乃仁政
だと聞きたまのまぐ引ハ當時を政府の法後

人が蚤取眼をくく運上をくくふくと穿鑿くく居
 らせ外既平公方様乃頃ふハ百姓乃諸年貢の外
 ハ運上といふとあハさぶるませんおれが當時てハ町
 地面家作ハ勿論芝居寄場貸生敷娼妓藝妓ふ至
 るまで運上を取立なきおれバまハ職人の
 仕事ハ付くも商人の商高ハ付くも運上を取立
 ちさおれハ海山と思ひ外ナントおれでハ商人不天
 子様ハ法自分乃百姓町人の物を取上るおれだと
 又くあまハ酷てハおれハくくそれゆえ下く乃ものか

帰服せぬとくくもされバ天子様のまじく成てくるく
 いふもくく徳川家乃まじくを譽えやけおてくく
 是く天子様く欲をりつとく民百姓ハ仁政を施さ
 ぬやえのく思ひ外

開次郎

アハくくさてくく足下ハよく不理智を法考へあま
 くとて實不感心も困り者もまをくくませうこれ
 こそ平常偏屈お人の話の聞馴く居るおれ
 らのはまじくく通も僕乃事ハ法胸ハ落外やむ

されどおく法話を仕掛たのふはまゝ一僕乃愚
 論も述べられはかりませんタカ保一何時
 べらくとも志やぶりつり居てハ着客諸君が
 法退屈なまゝ開次郎とハ奴ハ名前も似合
 ぬ開次郎やうだつ法叱りけりておぼろけり
 まけ此辺で一服やらかきあは下の巻乃楽一こ
 ないませう

開化問答卷上終



